九州経済産業局における製品安全４法違反事案への対応状況（平成２５年度）

平成２６年４月
九州経済産業局
製品安全室

経済産業省では、製品安全４法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テスト及び立入検査により法令違反が判明した事案について対応するほか、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供、自治体による立入検査結果報告等によって法令違反の事実が判明した場合には、事業者に対して販売停止や改善措置等の指導を実施し、必要な場合には法律に基づく措置を行っています。

そのうち、平成２５年度に当局が対応した事案の概要は以下のとおりです。

（※）製品安全４法とは、「消費生活用製品安全法【消安法】」、「電気用品安全法【電安法】」、「ガス事業法【ガス事法】」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律【液石法】」の総称です。

１．概要

いずれの事案も製品事故の報告は受けていませんが、当局は、法令違反の内容が消費者に危害を発生させるおそれが低いもの１０事業者に対して産業部長名による文書注意を、消費者に危害を発生させるおそれがあるもの１事業者に対して局長名による厳重注意を行うとともに、必要な改善措置の指導を行い、適切な改善がなされたことを事業者からの報告書により確認しました。

２．個別の事案

	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の改善内容
１	○ジューサー、扇風機、電気なべ　ほか ◇直流電源装置 （輸入事業者） 【電安法】	（独）製品評価技術基盤機構の立入検査報告	・技術基準上の表示不備 ・自主検査記録の未取得 ・ＰＳＥ等の不適切表示販売	・販売停止 ・在庫は商品毎に廃棄処分又は型式表示 ・自主検査記録の入手
２	◇観賞魚用ヒーター （輸入事業者） 【電安法】	（独）製品評価技術基盤機構の立入検査報告	・無届出 ・技術基準適合未確認 ・適合検査未実施 ・自主検査記録の未取得 ・ＰＳＥ等無表示販売	・販売停止 ・全商品回収 ・在庫処分 ・今後、輸入・販売しない
３	○その他の理容用電動力応用機械器具 （輸入事業者） 【電安法】	消費者からの情報提供	・無届出 ・技術基準適合未確認 ・自主検査記録未取得 ・ＰＳＥ等無表示販売	・販売停止 ・全商品回収 ・今後の輸入・販売の際、検査実施等の事前確認
４	◇携帯発電機 （輸入事業者） 【電安法】	消費者からの情報提供	・技術基準上の表示不備 ・ＰＳＥ等の不適切表示販売（輸入事業者名は無表示）	・販売停止 ・今後、製造元企業へ表示確認を要請、また、輸入事業者においても表示を再確認

５	○電気たこ焼き器 （輸入事業者） 【電安法】	試買テスト結果報告	・技術基準上の表示不備	・今後、輸入・販売する全商品の取扱説明書訂正 ・商品知識及び法令遵守の徹底・確認
６	○電気スタンド （製造事業者） 【電安法】	事業者からの自主報告	・自主検査記録の未取得 ・ＰＳＥ等の不適切表示販売 ・変更届出の遅延	・製造・販売停止 ・商品知識及び法令遵守の徹底・確認
７	○石油ストーブ （輸入事業者） 【消安法】	同業者からの通報	・技術基準不適合 ・技術基準適合未確認 ・ＰＳＣ等の不適切表示販売	・販売停止 ・商品回収 ・在庫処分 ・今後の輸入・販売に際し、公的機関等の検査受検、法令遵守等
８	○乗車用ヘルメット （輸入事業者） 【消安法】	試買テスト結果報告	・技術基準適不適合	・販売停止 ・在庫処分 ・製造元企業との輸入契約解消
９	○乗車用ヘルメット （輸入事業者） 【消安法】	同業者からの通報	・無届出 ・技術基準適合未確認 ・ＰＳＣ等無表示販売	・販売停止 ・在庫処分 ・今後、輸入・販売しない ・安全基準の事前確認
１０	○乗車用ヘルメット （輸入事業者） 【消安法】	同業者からの通報	・無届出 ・技術基準適合未確認 ・ＰＳＣ等無表示販売	・販売停止 ・在庫処分 ・今後、輸入・販売しない ・関係法令の遵守
１１	◇携帯用レーザー応用装置 （輸入事業者） 【消安法】	同業者からの通報	・無届出 ・技術基準適合未確認 ・適合性検査未実施 ・ＰＳＣ等無表示販売	・販売停止 ・全商品回収 ・在庫処分 ・今後、輸入・販売しない

（注）１．品名等の欄中、【電安法】案件の◇印は特定電気用品、○印は特定電気用品以外の電気用品のことで、日本国内で販売する場合は、それぞれ◇印又は○印のＰＳＥマークの表示が必要な電気用品です。

２．品名等の欄中、【消安法】案件の◇印は特別特定製品、○印は特定製品のことで、日本国内で販売する場合は、それぞれ◇印又は○印のＰＳＣマークの表示が必要な消費生活用製品です。